

みんなで支え合う

# 国民健康保険



交通事故など、他人の行為が原因で治療を受けた場合は

医療費は加害者が負担します

交通事故など、他人の行為が原因でケガをした場合や病気になった場合でも、国民健康保険（国保）で医療機関に受診できます。

医療費は、過失に応じて加害者が負担するのが原則ですが、国保が一時的に立て替えて支払い、後でその医療費を被害者に代わって加害者に請求することになります。

届け出をお願いします

①警察に届け出ます

交通事故にあつたら、すみやかに警察に届け出て、「交通事故証明書」をもらいます。

②役場に届け出ます

役場の国保の窓口（住民課保険年金担当）へも届け出て、「第三者行為による傷病届」を提出します。

届け出に必要な書類

- ・ 第三者行為による傷病届およびその他必要な書類（用紙は役場住民課にあります）
  - ・ 交通事故証明書（所定の申請用紙は警察署、交番、役場住民課にあります）
  - ・ 国民健康保険証
  - ・ 印鑑（スタンプ式でないもの）
- ※必要な書類がそろわなくても、まずご相談ください。

示談の前に必ず相談を

国保に届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後で国保から加害者に費用の請求ができなくなる場合や給付を返納していただく場合がありますので、必ず示談の前にご相談ください。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当  
☎65771

# 国民年金

からのお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

申請の手続きは、草津年金事務所国民年金課、または役場住民課で行ってください。

①保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

※保険料の一部が免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになりますのでご注意ください。

②若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

③学生納付特例

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

平成24年度に保険料の全額免除または若年者納付猶予された方で、申請時に平成25年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、申請手続きが不要です。（退職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があつた場合には、改めて申請手続きが必要です）

\*申請の手続きには、年金手帳・印鑑（スタンプ式でないもの）をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証も併せてお持ちください。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課  
☎077-5677-2220  
住民課 保険年金担当  
☎65771

